

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1239号)

平成25年12月6日

横 情 審 答 申 第 1239 号

平 成 25 年 12 月 6 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく

諮問について（答申）

平成25年4月30日環創地第67号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「私の土地（特定町特定地番、特定地番）に打たれた筆界点特定番について、情報の全て。」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「私の土地（特定町特定地番、特定地番）に打たれた筆界点特定番について、情報の全て。」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「私の土地（特定町特定地番、特定地番）に打たれた筆界点特定番について、情報の全て。」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成25年3月27日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）が現在共有持分を有する特定町特定地番の土地二筆については、地籍調査が実施された当時（平成9年から平成12年まで）、いずれの土地も申立人の名義ではなかったことから、本件個人情報は、作成又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。
- (2) 異議申立ての趣旨及び理由で述べられている行政文書「審査会答申第1067号にある「特定年月日付で地籍調査課に提出された手紙（地籍調査に関するもので3ページのもの）」」（以下「本件手紙」という。）については、申立人から別途開示請求がなされ、その内容が、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第2号に該当するとして、非開示決定を行っている。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のとおり要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の開示を求める。
- (2) 実施機関は、本件手紙を受け取り、筆界点特定番が虚偽であることを伝えられており、また、本件手紙には、申立人の土地の境界に関して、それが虚偽報告により作成され、速やかに抹消すべしとの内容が書かれている。

よって、申立人に係る情報を保有していないとするのは虚偽である。

- (3) 申立人は、本件手紙が申立人宅にファックスされたものを確認したが、申立人の土地に関する情報であった。このような情報の取扱いは、申立人との確認が必要であるのに、実施機関はその事実を告げる必要はないとし、提供された情報が本件手紙を提出した特定個人の土地の情報であるとの虚偽を主張し、個人情報を捏造するという違法な行為にまで及んでおり、速やかにたすべきである。
- (4) 実施機関は、本件手紙が差出人の個人情報であり、秘匿しなければならないものと必死になっているが、内容を吟味すれば明らかなとおり、ほとんどが申立人の夫が弁護士に問い合わせをした内容であり、公開裁判で明らかにされているものである。

しかも、筆界点特定番が打たれた二筆の土地は申立人の土地であり、筆界点特定番についての情報は申立人の土地の情報である。申立人の財産に関する個人情報であるから、実施機関が不存在とすることは偽りである。

したがって、実施機関は、本件請求の対象として本件手紙を特定し、開示すべきである。

5 審査会の判断

- (1) 地籍調査に係る事務について

地籍調査は、地籍の明確化を図るため、筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するもので、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき実施している。

本市の地籍調査に係る事務は、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）に基づき「地籍調査事業に関すること」として環境創造局総務部地籍調査課が所掌しており、同課は、国土調査法第21条第2項に基づき、国土調査の成果の写しを保管し、一般の閲覧に供している。

(2) 本件請求に係る対象保有個人情報について

申立人は本件請求の開示請求書に、申立人の土地に打たれた筆界点特定番についての情報の全てを求める旨記載しているが、異議申立ての趣旨として、本件請求に対して本件手紙を保有していないとするのは虚偽であると主張し、また、異議申立ての理由として、本件手紙は申立人の個人情報であると主張している。これらのことから、申立人は、本件手紙は申立人の個人情報であるとの前提で、本件手紙の開示を求めているものと認められる。

(3) 本件個人情報の特定について

ア 申立人は、本件請求の対象として申立人の土地に係る本件手紙を特定し開示すべきであると主張している。これに対し実施機関は、本件請求は当該土地の地籍調査に係る情報であると想定し、当該地籍調査を実施した当時、当該土地が申立人の名義ではなかったことから、本件個人情報は存在しないとして非開示としたと説明している。そこで、平成25年10月11日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 申立人が主張する筆界点特定番に係る地籍調査を実施した当時、当該筆界点に係る土地は申立人の名義ではなかったことから、当該地籍調査に係る文書の中に申立人を識別することができる個人情報はなく、本件個人情報は作成し、又は取得しておらず、保有していないとして非開示とした。

(イ) 本件手紙は差出人の個人情報であって、申立人は差出人ではないため、本件手紙は申立人の個人情報とは認められず、本件請求の対象とはならないと判断した。

なお、申立人が異議申立ての理由として述べている「審査会答申第1067号にある」本件手紙については、別途開示請求がなされたが、情報公開条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした。これは、審査会答申第1067号における判断のとおりである。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のとおり判断する。

当審査会は本件手紙を見分し、本件手紙の差出人は申立人ではないことを確認した。

本件手紙は、差出人の個人情報であると認められることから、当審査会としては、本件手紙が申立人を本人とする個人情報であるとは認められない。

したがって、本件手紙は申立人以外の個人から実施機関に提出された手紙で

あるため本件請求の対象として特定しなかったとの実施機関の説明は是認できる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年4月30日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成25年5月23日 (第229回第一部会) 平成25年5月24日 (第235回第二部会)	・諮問の報告
平成25年5月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年5月30日 (第157回第三部会)	・諮問の報告
平成25年6月28日 (第237回第二部会)	・審議
平成25年7月12日 (第238回第二部会)	・審議
平成25年7月26日 (第239回第二部会)	・審議
平成25年8月8日 (第240回第二部会)	・審議
平成25年9月13日 (第241回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成25年10月11日 (第242回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成25年10月25日 (第243回第二部会)	・審議
平成25年11月8日 (第244回第二部会)	・審議